

平成26年度 第2回恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会 会議録

〔開催日時〕 平成26年9月4日（木）10:00～10:30

〔開催場所〕 恵庭市役所 3階 第2・第3委員会室

〔出席者（敬称略・順不同）〕

会長／原田 裕（恵庭市長） 副会長／鏡 貢（恵庭市交通安全運動推進委員会）

委員／鎌田久男（千歳警察署）、杉本徹（千歳警察署）、江口幹夫（恵庭市交通安全協会）、山形 孝（恵庭市防犯協会連合会）、木下英樹（恵庭市暴力追放運動推進協議会）、戸花小夜子（恵庭消費者協会）、下原干城（恵庭市町内会連合会）、後藤美江（恵庭市地域女性連絡会）、村本満子（恵庭商工会議所）、大町圭司（恵庭市PTA連合会）、橋本悟（恵庭市小中学校長会）、小林俊也（恵庭南高等学校）

※欠席：亀石和代（恵庭市老人クラブ連合会）、安倍典子（恵庭北高等学校）

恵庭市／中村勝則（生活環境部長）、渋谷敏明（生活環境部次長）、岡崎全寿（生活安全課長）、上杉 茂（生活安全課主査）、太田達朗（生活安全課主査）

〔次 第〕

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 議事
 - 1) 仮称「恵庭市暴力団排除条例策定へ向けた提言書（案）」について
暴力団排除条例制定検討部会 鏡部会長より報告
事務局より資料2・資料3に基づき詳細説明
4. その他
5. 閉会



〔意見交換の要旨〕

3. 議事

原田会長 只今、事務局より説明がありました内容で、ご質問や意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員 素案の中の第7条の3項4項では条文が追加になりましたが、問題はなかったようですか。

事務局 第7条は公共事業に係る措置ということで、前回お示しした中では第1項と第2項のみで第1項については市が発注する建設工事等では暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措

置を講ずるものとするとして、第2項では市が公共事業等に係る契約の相手方に対し、下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとするとして第2項で終わっていたのですが、他市の条項等を参考といたしまして、今回は第3項、第4項として、第3項では市が公共工事等に係る契約の相手方に対し、契約の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当介入行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当介入行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、道警察に通報する等の必要な措置を講ずるよう義務付けるものとし、また第4項では契約の相手方が前項の規定により当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、当該契約を解除する等の必要な措置を講ずるものとするということを追加いたしまして、市の公共事業に係る措置としてはより規制を強化しております。

原田会長 他にご質問や意見等はありませんか。

・・・・・・異議なしの声・・・・・・

原田会長 よろしければ、この内容で提言書を行政当局に提案して参りたいと思います。

4. その他

原田会長 次にその他としまして、委員の皆さまからご意見などはありませんか。

・・・・・・特になしの声・・・・・・

原田会長 事務局からは何かありますか。

事務局 ただ今承認いただきました提言書については、9月9日に専門部会の鏡部会長と木下副部会長が市長へ、お渡しする予定であります。

また、市はこの提言書を基に素案を作成し、この素案を基に市の法制の担当者と協議して、最終素案を作成し、10月からパブリックコメントより市民の意見を参考にしながら最終条例案を作成し、12月議会へ上程していく予定になっております。12月議会で議決いただきましたら、4月1日施行を目指して、行政と市民、事業者が一体となって進めていかなければならないものですから、翌1月から3月までの期間で十分に市民等へ周知していきたいと思っております。

原田会長 他に何かございませんか。

・・・・・・特になしの声・・・・・・

原田会長 なければ、この条例制定については終わらせていただきます。条例制定に向けて進めて参りたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。

以上